

令和5年度第2回大和高田市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

1.開催日時	令和6年2月15日(木) 午後2:00~午後3:30
2.場所	大和高田市役所 5階会議室6
3.出席者	<p>(委員)</p> <p>出席9名 原会長 弓場委員 中川委員 藤田(千)委員 西川委員 藤田(智)委員 中井委員 赤井委員 前委員</p> <p>欠席5名 (事務局) 田中保健部長 新収納対策室課長 草野健康増進課参事 岡崎保険医療課長 芳村保険医療課国保医療グループ係長</p>
4.次第	<p>1.開会</p> <p>2.保健部長挨拶</p> <p>3.委員紹介</p> <p>4.議事</p> <p>(1)令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)について</p> <p>(2)大和高田市国民健康保険税条例の一部改正(案)について (県統一保険料(税)率への改定)</p> <p>(3)大和高田市国民健康保険税条例の一部改正(案)について (国民健康保険税軽減判定所得の引き上げ)</p> <p>(4)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度主な保健事業 ・大和高田市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画について <p>5.閉会</p>
議事内容	<p>(1)令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)について 事務局より資料をもとに説明。全会一致で承認。</p> <p>(委員からの事前質問)</p> <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1P8 令和6年度予算案で、療養給付費が令和5年度予算より減額となっているが、その理由は何か。 <p>(事務局回答)</p> <p>理由としては被保険者数の減少が大きい影響ではありますが、国保財政の県単位化により療養給付費については県より交付されることから、精緻に見込んでおりません。参考までに一人あたりの給付費は令和5年度で約37万円程度。年々増加傾向にあり過去3年間で平均3.3%</p>

こちらを見込んだ歳出額で予算計上しております。

(委員からの事前質問)

・勤労者皆保険制度への移行が進められている中で、市町村国保は多くの保険料納付者を失うことになるが、財政的な運営について、市の見解について。

(事務局回答)

恒常的な国保の加入者は、それほど給与所得は高くない、パート収入等の方が多くいらっしゃる。定年退職等の理由で退職された方については前年中の所得で課税しますので、加入された年度の保険税は大きな金額となります。現在進めている、企業規模が100人以上の社会保険を適用については、それほど大きな影響はないかと考えている。若年者の加入が減っていくと、将来保険税を負担していただく被保険者が減ることは間違いないので、財政運営的には厳しくなります。現在、県単位化という中で、財政運営の規模を大きくすることにより、事務を効率化し支えあう仕組みに沿っていると考えています。

(委員からの質問)

資料 P12 保健事業費の1 特定健康診査事業費の給料が令和6年度予算で0円となっている理由は。

(事務局回答)

健康増進課より回答します。令和5年度までは特定保健指導を会計年度任用職員がおこなっていましたが、令和6年度下半期からは民間事業者へ委託を予定しているためです。

(2) 大和高田市国民健康保険条例の一部改正(案)について

奈良県国民健康保険運営方針に基づき、令和6年度以降県統一保険料(税)率を適用するため大和高田市国民健康保険税条例の一部の改正(案)。

資料2について、事務局より資料をもとに説明。全会一致で承認。

(委員からの事前質問)

資料2 P1 介護納付金課税額について、「世帯への賦課が馴染まない。」との説明であるが後期高齢者医療分についても同様の考えになるのではないか。

(事務局回答)

介護納付金課税額については、介護保険の2号被保険者の方(40歳から64歳までの方)を対象に課税されます。一方基礎課税額と、後期高齢者支援金等課税額については、全被保険者に負担いただくものになるため、世帯割についても課税しています。この内容については、奈良

	<p>県国民健康保険運営方針に示されております、県統一保険料（税）率に合わせる改正となっております。</p> <p>（委員からの質問）</p> <p>今回の改正により、保険税は上がるのか。</p> <p>（事務局回答）</p> <p>主に、均等割、平等割の増額による影響があります。介護分についても、所得割額が、約 0.7% 上がります。課税額については世帯の被保険者数の多い方への影響が大きいです。本市においては、平成 20 年度以降、税率は据え置いてきておりました。給付費は、県平均と同水準になっていることから、県統一保険料（税）率になることで、本市の被保険者の保険税収入が他市町村の給付費を賄うことにはなりません。</p> <p>（委員からの質問）</p> <p>税率の改定について、被保険者への説明はどのようにおこなうのか。</p> <p>（事務局回答）</p> <p>3 月議会にて可決していただきましたら、ホームページにて公表をおこないます。3 月の被保険者証の発送の際に、税率は確定しておりませんが、令和 6 年度については、県統一の保険料（税）率になることについての考え方など説明をおこなう文書の送付を予定しております。また、広報誌などで、周知させていただく予定であります。</p> <p>（委員からの質問）</p> <p>70 歳以上の方の一部負担金の窓口負担割合について、どのくらいの所得から 2 割負担から 3 割負担となるのか。</p> <p>（事務局回答）</p> <p>課税所得額が 145 万以上の方となります。</p>
	<p>（3）大和高田市国民健康保険税条例の一部改正（案）について</p> <p>地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の均等割と平等割の軽減措置が拡充されることから、大和高田市国民健康保険条例の一部改正（案）</p> <p>資料 3 について、事務局より資料をもとに説明。全会一致で承認。</p>
	<p>（4）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度の主な保健事業について <p>資料 4 について、事務局より資料をもとに説明。</p> <p>（委員からの質問）</p> <p>レッドカード事業の対象となった方は何人いて、何人が受診につながったのか。</p> <p>（事務局回答）</p>

	<p>健康増進課より回答</p> <p>対象者としては、特定健診を受けられて高血圧、高血糖、高コレステロール、中性脂肪、腎臓の値（eGFR）の値が高く、受診勧奨の対象となった方が64名。受診勧奨の案内を通知し、受診されたかどうかを、レセプトにて確認し、受診されていない方についてはお電話等で再度受診の勧奨をしています。64名のうち34人の方は、受診に繋がっています。受診に繋がっていない方について、今後はアプローチを丁寧におこなっていこうと考えているところです。</p> <p>・大和高田市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画概要版（案）について</p> <p>当日配布資料5について、事務局より資料をもとに説明。</p> <p>（委員からの質問）</p> <p>図表5 生活習慣病等疾病別医療費統計の精神疾患について。この医療費の中には認知症も含まれているのか。</p> <p>（事務局回答）</p> <p>統合失調症やうつ病にかかる医療費が大きく占めていることは把握しているが、認知症が含まれており、占める割合については、後日回答させていただきます。</p>
5 閉会	